

〈はまぎん〉入金照合サービス利用規定

〔平成22年 1月改定〕

第1条【サービスの内容】

「〈はまぎん〉入金照合サービス」(以下「本サービス」といいます)は、本サービスの申込者(以下「契約者」といいます)が、株式会社横浜銀行(以下「当行」といいます)の振込専用店舗に個別の振込専用の預金口座(以下「振込専用口座」といいます)を開設し、その口座番号を振込依頼人(以下「支払人」といいます)ごとに割り当て、当行から振込入金明細または入出金取引明細を取得し支払人の特定を容易にするサービスです。契約者は、本サービスを利用するにあたり、本利用規定の定めに従うこととします。

第2条【本サービスの内容】

- (1) 当行は契約者の依頼に基づき、1契約につき1つの入金指定口座を設定し当行所定の単位数の振込専用口座を開設します。
- (2) 支払人から振込専用口座へ振込がなされたときは、当行は振込専用口座に入金することなく、入金口座情報を契約者があらかじめ指定した契約者名義の入金指定口座(以下「入金指定口座」といいます)に読み替えて入金します。なお、入金指定口座は契約者名義の当座預金または普通預金口座とします。
- (3) 契約者は、当行が提供する〈はまぎん〉オンラインデータ伝送サービスを別途契約し、支払人から前項の入金指定口座に入金された振込入金明細を取得することとします。なお、振込専用口座の口座番号は、〈はまぎん〉オンラインデータ伝送サービスファイル仕様書(振込入金明細通知、入出金取引明細通知)に定める「振込依頼人コード欄」に収容することとし、契約者の選択により「振込依頼人名」欄および「E D I 情報」欄へも収容します。また、契約者の選択により振込専用口座番号を通帳摘要欄に編集することができます。

第3条【振込専用口座】

- (1) 振込専用口座の預金科目は前条2項で契約者が選択する入金指定口座と同一とします。
- (2) 振込専用口座は本サービス専用の預金口座であり、普通預金取引規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず、入金・出金、通帳・小切手・手形・キャッシュカード・残高証明書の発行、その他のサービスは利用できません。
- (3) 振込専用口座の開設は、当行所定の単位により契約者が振込専用口座数を指定する方法によることとし、振込専用口座の口座番号を連番としないチェックデジット方式または口座番号を連番とする非チェックデジット方式を選択することができます。ただし、振込専用口座を開設する店舗および口座番号を指定することはできません。なお、契約者は振込専用口座に関する印鑑届を提出する必要はありません。
- (4) 当行は、振込専用口座あての振込内容に関する電話・FAX等による照会は受け付けません。

第4条【手数料】

(1) 手数料の種類

① 当初契約料

本サービスの利用開始にあたっては、当行所定の当初契約料がかかります。

② 月額基本手数料

本サービスの利用に際しては、当行所定の月額基本手数料がかかります。

③ 月間口座使用料

本サービスの利用に際しては、当行所定の手数料単価に振込専用口座数を乗じた月間口座使用料がかかります。

(2) 手数料金額

前項に掲げる手数料金額は、当行が制定する「エレクトロニックバンキングサービス手数料一覧表」に記載します。

(3) 支払方法

① 当初契約料

当初契約料は、本サービスのお申し込み後当行所定の日、当行の普通預金取引規定または当座勘定規定の定めにかかわらず預金通帳・払戻請求書の提出または小切手の呈示なしで、あらかじめ契約者が指定した手数料引落指定口座(以下「手数料引落指定口座」といいます)から自動的に引き落とします。

② 月額基本手数料

月額基本手数料は、当月分について翌月の当行所定の日、本項第1号の取り扱いに準じて手数料引落指定口座から自動的に引き落とします。なお、1か月に満たないサービス提供期間についても、1か月分の月額基本手数料がかかります。

③ 月間口座使用料

月間口座使用料は、当月分について翌月の当行所定の日、本項第1号の取り扱いに準じて手数料引落指定口座から自動的に引き落とします。なお、1か月に満たないサービス提供期間についても、1か月分の月間口座使用料がかかります。

第5条【届出事項の変更】

契約者は、印章、名称、商号、代表者、住所、電話番号、入金指定口座その他当行への届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の書面により契約店に届け出ることとします。これらの届出等の前に契約者に生じた損害について、当行は賠償責任を負いません。

第6条【免責】

- (1) 天災・火災・騒乱等の不可抗力、通信回線の障害および支払人が受取人名義・振込先口座番号を相違して振込を取り組んだ場合等、当行の責によらない事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって契約者に生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (2) 第2条第2項に基づく入金指定口座への入金、第9条に基づく仕向け銀行または振込依頼人(支払人)あての振込金の返却につき、支払人、仕向銀行、その他の第三者からの異議等により生じた損害については、当行の責による場合を除き、当行は責任を負いません。

第7条【解約】

(1) 当事者の都合による解約

本サービスは当事者の一方の都合でいつでも解約できます。ただし当行に対する解約の通知は当行所定の書面によることとします。

(2) 長期間取引がない場合等の解約

入金指定口座および振込専用口座について1年以上の期間にわたり取引がない場合、または届出事項の変更があったにもかかわらず第5条の規定に基づく変更の届け出がない場合は、当行は本サービスを解約することがあります。

(3) 通知の延着、未着

前2項の通知を当行が書面により行なう場合において、当行が契約者に対する解約の通知を、届け

出の住所あてに発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとします。

(4) 即時解約

契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行は契約者になんら通知をすることなく即時に本サービスを解約することがあります。

- ① 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始・会社更生手続開始、もしくは特別清算開始、その他これらに類する法的整理手続の開始の申立があったとき
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ③ 相続の開始があったとき
- ④ 住所変更の届け出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明になったとき
- ⑤ 契約者が第4条に定める手数料を支払わないとき
- ⑥ 利用申込書または本規定に基づく届出事項について虚偽の事実があることが判明したとき
- ⑦ 契約者が本利用規定に違反した場合、および振込資金が公序良俗に反する契約に基づく代金等であることが判明した場合等、当行が本サービスの利用中止を必要とする相当の事由が生じたとき

(5) 当行の判断によるサービスの一時中止

当行は、契約者・当行間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと認めた場合、契約者に通知することなく本サービスの利用を一時中止することがあります。

(6) 処理の中止

本サービスの契約が解約等により終了した場合、その時点までに振込専用口座への振込金の受け入れおよび入金指定口座への振替の処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理を継続する義務を負いません。

(7) 手数料の支払い

本条第1項から第4項により本サービスが解約となった場合、契約者は、その時点で発生している第4条に記載の手数料を直ちに支払うこととします。

第8条【関係規定の適用・準用】

この規定に定めのない事項については、当行各種預金規定等により取り扱います。

第9条【契約終了後の取り扱い】

本サービスが終了した後に振込専用口座への振込があったときは、当行は契約者に何ら通知することなく、振込金を仕向け金融機関または支払人あてに返却します。

第10条【利用規定の変更】

本規定に変更の必要がある場合は次により取り扱います。

- ① 本規定を変更する場合は、変更する日の1か月前の応答日までに、当行ホームページに「変更する旨」と変更後の規定を掲載します。なお、書面による変更後の規定が必要な場合、契約者は当行本支店あてに請求することとします。本規定の変更後に契約者が新たに本サービスを利用したときは、「変更後の本規定」を承認したものとみなします。
- ② 当行は本規定の変更により契約者に不利益が生じる場合は、事前に変更内容および変更の時期を通知することとします。契約者がこの通知を受け取ったときから3週間以内に当行に対して書面により意義を申し出なかった場合は、契約者は当該変更を承認したものとみなします。なお、当行が契約者の届出住所あてに書面によりこの通知を発信した場合は、通常到達すべき時期に契

約者は通知を受理したものとみなします。

第 11 条【有効期間】

本サービスの提供期間は利用申し込みの日から 1 年間とします。ただし、期間満了日の 3 ヶ月までに契約者または当行が相手方に対して別段の意思表示を行わない場合は期間満了の翌日からさらに 1 年間継続することとし、以降も同様とします。

第 12 条【サービスの停止・廃止】

当行は、当行の都合により本サービスを停止、または廃止することがあります。この場合、事前に停止・廃止の時期を通知することとします。

第 13 条【権利の譲渡・質入れ禁止】

契約者は本サービスの利用契約に関するいっさいの権利を第三者に譲渡し、または質入れすることはできません。

第 14 条【損害賠償の範囲】

本サービスの利用により、契約者が当行の責に帰すべき理由により損害を受けた場合、当行は契約者に直接生じた損害に限定して、賠償の責を負うこととします。なお、損害額が特定できない場合は、本サービスの対価として、過去 1 2 か月に当行が契約者から受領した手数料金額を損害額とみなします。

第 15 条【合意管轄裁判所】

本サービスの利用契約に関する訴訟については、当行の本店所在地を管轄する裁判所を専属合意管轄裁判所とします。

第 16 条【協議事項】

- (1) 本利用規定の解釈について、疑義が生じた場合、または本利用規定に定めのない事項については、当事者間で協議のうえ、決定することとします。
- (2) 本サービスに関し当事者間で問題が発生した場合は、双方の信頼関係に基づき、誠意をもって協議し、解決にあたることとします。

以上